香芝市コミュニティバス運行業務仕様書

令和８年１１月
香芝市都市創造部都市政策交通課

目次

第１　適用範囲 1
第２　目的 1
第３　業務の概要 1
　１　事業形態 1
　２　履行期間 1
　３　業務の場所 1
　４　運行主体 1
第４　業務内容 1
　１　運行許可申請等 1
　２　運転業務 1
　３　運行管理業務 2
　４　車両整備管理業務 3
　５　集計管理業務 4
　６　使用料徴収業務 4
　７　保険 5
第５　運行路線及びダイヤについて 6
第６　運行車両 6
第７　運行日 7
第８　秘密の保持、個人情報の保護等 7
第９　その他 8

第１　適用範囲

この仕様書は、香芝市（以下「発注者」という。）が委託する香芝市コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第２　目的

本業務は、香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成２８年条例第２２号。以下「条例」という。）に基づき、コミュニティバスを運行することにより、買物、通院及び交流等の市民の日常的な移動を支え、持続可能な地域公共交通の確保に取り組むことを目的とする。

第３　業務の概要

１　事業形態

受注者は、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７８条第２号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法第７９条の２第１項第５号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送による運行を行うものとする。

２　履行期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（契約締結日から令和９年３月３１日までの間は、本業務履行のための準備期間とする。）

３　業務の場所

香芝市内全域

４　運行主体

次の⑴及び⑵のいずれにも該当する者とする。

⑴　令和８年９月１日時点で道路運送法第３条第１項第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第４条第１項の許可を受けている者

⑵　過去３年の間に、一つの契約の契約期間が６月以上のコミュニティバス（定時定路線型に限る。）の運行業務を２件以上受託した実績を有する者

なお、当該実績には、一般乗合旅客自動車運送事業等による運行受託のほか、地方公共団体が主体となる自家用有償旅客運送等の運行管理又は運転業務の受託（有料又は無料を問わない。）を含むものとする。

第４　業務内容

１　運行許可申請等

受注者は、運行開始のおおむね１月前までに、近畿運輸局奈良運輸支局長に対し、運行を開始するために必要な手続を遅滞なく行うこと。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送の申請に必要な書類を発注者に速やかに提出すること。

２　運転業務

⑴　受注者は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示

第７号。令和４年厚生労働省告示第３６７号による改正後のものを含む。）に基づき、必要人員を確保し、運行に支障を及ぼさないように配慮すること。

⑵　乗務員は、中型自動車第二種運転免許（「中型車は中型車（８ｔ）に限る」の条件が付されていないものに限る。）を有する者又は中型自動車第一種運転免許（「中型車は中型車（８ｔ）に限る」の条件が付されていないものに限る。）を有し、かつ、当該免許の効力が過去２年以内に停止されていない者であって、次のいずれかの要件を備えているものであること。

ア　国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ　アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

⑶　乗務員は、香芝市コミュニティバスを運転する者であることを自覚し、安全運転及び親切かつ丁寧な対応に努めること。

⑷　運行車両には、走行するルート及び運行路線名等を表示したマグネットシートを車両の前面及び乗降口付近に貼り付けること。

なお、マグネットシートは、発注者が用意するものとする。

⑸　乗務員は、各便の終点に到着した際及びその日の運行を終了した際に、直ちに車内を巡回し、利用者が車内に残っていないこと並びに遺失物及び不審物がないことを確認すること。

なお、遺失物等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、引渡しその他の適切な処理を行うこと。

３　運行管理業務

⑴　受注者は、本市が運行主体として登録を受ける自家用有償旅客運送（事業者協力型）について、関係法令（道路運送法第７８条第２号及び道路運送法施行規則等）並びに国土交通省の定める告示及びガイドラインを遵守すること。

また、受注者が配置する運行管理責任者の下で、実務上の運行管理業務及び運行業務全体の統括管理を適切に行い、発注者と密に連携を図ること。

⑵　受注者は、安全第一を徹底し、乗務員の過労運転の防止、適切な交替運転者の配置並びに無理のない配車及び運行の指示を行うこと。

また、配置する乗務員は、法令に定める法定講習（自家用有償旅客運送運転者講習等）を修了した者又は第二種免許を有する者とすること。

⑶　受注者は、乗務前、乗務後及び乗務途中（必要な場合）において対面等による点呼を確実に実施し、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、乗務員の健康状態並びに疾病及び疲労の度合いの把握並びに安全運行に必要な指示を行い、これらの記録を発注者に告するとともに、適切に保存すること。

⑷　乗務員は、事故、災害その他の突発的な事案が発生した場合は、適切な負傷者の救護及び二次災害の防止等の措置を講じ、直ちに受注者の運行管理責任者及び発注者に報告して指示を仰ぐこと。

また、受注者は、予備車両及び代替乗務員の手配等をおおむね３０分以内に行える体制を整えておくこと。

⑸　受注者は、重大な事故又は運行の中断等の事案が発生した場合は、直ちに発注者

に第一報を行うとともに、遅滞なく発注者に事故報告書を提出すること。

⑹　受注者は、ダイヤの遅れ、乗りこぼし及び異常気象等の不測の事態への対応（迂回運行、運行の見合わせ等の判断及び受注者から発注者への進言を含む。）を適切に行うこと。

また、ダイヤの遅れ（おおむね１０分以上の遅延等）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに発注者にその旨を連絡すること。

⑺　受注者は、香芝市役所、香芝市総合福祉センター等の乗継拠点を設定している場所において、利用者が滞りなく乗り継ぎを行えるよう、運行時間の管理、車両相互の連携等、必要な配慮を行うこと。

⑻　受注者は、利用者からの苦情又は要望があった場合は、迅速かつ適切に対応し、その経過及び結果を発注者に報告すること。

⑼　受注者は、運行計画の見直し、利用促進につながる取組等については、発注者の求めに応じ、専門的な知見に基づき意見を述べること。

４　車両整備管理業務

⑴　受注者は、道路運送法及び道路運送車両法に基づき、車両整備に係る責任者（整備管理者又はそれに準ずる責任者）を配置し、本事業に使用する車両の安全性の確保及び適切な維持管理を行うこと。

⑵　受注者は、運行日の乗務前における日常点検、定期的な車内外の清掃及び消毒並びに燃料（充電を含む。）の補給を適正に行うこと。

⑶　受注者は、法定点検整備（車検及び定期点検）、消耗品の交換、タイヤ等の交換及び車両の修繕（事故等による破損を含む。）を適正に実施すること。

⑷　前項の規定にかかわらず、車両の故障に伴う修繕及び部品等の交換（以下「故障修繕等」という。）を実施に当たっては、受注者は、事前にその内容、実施時期及び見積書等を発注者に提出し、承認を得なければならない。ただし、通常の法定点検整備又は計画的な消耗品等の交換については、実施後の報告又は事前の連絡をもって代えることができる。

⑸　前項の規定にかかわらず、運行の継続に支障を来す緊急の故障修繕等が必要な場合は、受注者は、直ちに口頭等で発注者に報告して指示を受け、速やかに必要な措置を講じた後、遅滞なく書面等により承認の手続を行うものとする。

⑹　車両の維持管理に係る発注者及び受注者の費用負担区分は、次の各号に定めるところによる。

ア　発注者が負担する費用

（ア）車両の燃料費（発注者が指定する方法による給油に限る。）

（イ）自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の保険料

（ウ）定期点検、車検及び通常の使用に伴う経年劣化による部品交換及び修繕に要する費用（タイヤ、オイル、ワイパー等の消耗品を含む。）

（エ）運行中における軽微な消耗品の交換又は現場での応急処置に要する費用（パンク修理、電球交換等）

（オ）不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由により生じた車両の修繕に要する費用

イ　受注者が負担する費用

（ア）受注者が加入する任意保険の保険料

（イ）受注者（その従業員等を含む。）の責めに帰すべき事由又は適切な日常点検若しくは運行管理を怠ったことにより生じた車両の故障、破損等の修繕に要する費用（免責金額の負担を含む。）

（ウ）受注者の過失による車両の内装の著しい汚損又は破損の原状回復に要する費用

５　集計管理業務

⑴　受注者は、関係法令に基づき、勤務表、点呼記録簿、乗務記録簿その他の運行の管理及び整備の管理に係る各種書類を作成し、法令に定める期間、適正に保管すること。

また、発注者から求められた場合は、速やかにこれらを提示又は提出すること。

⑵　受注者は、乗務記録簿等に基づき、次に掲げる報告書を作成し、発注者に提出すること。

ア　月次業務報告書

毎月の路線別及び便別の乗降者数、停留所別の乗降者数、実車走行距離、回送距離、運行時間その他発注者が必要と認める事項を取りまとめ、当該月の翌月１０日までに提出すること。

イ　年次業務報告書

当該年度における年間総括（路線別、便別及び停留所別の年間乗降者数、年間総走行距離、運行日数等）及び利用動向の分析、課題等を取りまとめ、当該報告に係る年度に属する最終月の翌月１０日までに提出すること。

⑶　受注者は、自家用有償旅客運送の登録の更新や、近畿運輸局奈良運輸支局等への法定報告又は定期報告に際し、発注者からデータの集計や資料の作成について協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

６　使用料徴収業務

⑴　発注者は、本事業に係る使用料の徴収事務について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、受注者を指定公金事務取扱者に指定し、当該事務を委託する。

⑵　本事業に係る使用料は、別紙１に記載のとおりとする。

⑶　乗務員は、利用者の乗車時に使用料を現金、発注者が発行するプレミアム付き商品券又は発注者が指定するキャッシュレス決済（ＰａｙＰａｙ等）により適正に徴収すること。ただし、バス車内で収受する使用料は、１回乗車運賃及び１日乗車券の購入代金のみとし、１か月定期券の車内販売及び車内での購入代金の収受は、行わない。

また、利用者から１日乗車券の購入の申出があった場合は、当該１日乗車券に交付日の日付印を押印した上で、交付すること。

⑷　利用者が１か月定期券を提示して乗車する場合は、乗務員は、当該定期券の該当月（有効期限）を確実に確認すること。

⑸　受注者は、使用料の徴収に際し、必要な釣銭等を自らの責任において準備するこ

と。

⑹　受注者は、徴収した使用料（現金分）を厳重に管理し、及び集計し、徴収した日の属する月の翌月末日までに、発注者の指定する方法により納付すること。

また、プレミアム付き商品券については、枚数を正確に数えて集計し、現金分の納付と併せて、発注者に現物を提出するとともに、その集計結果を報告すること。

⑺　香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成２８年規則第３６号）第６条に規定する使用料の免除の対象となる者が乗車する場合は、乗務員は、次のとおり確認を行い、使用料を免除すること。

ア　香芝市コミュニティバス優待乗車証交付事業実施要綱（令和７年告示第４２号）に基づく優待乗車証の提示があった場合は、有効期間内のものであること及び対象者本人であることを確実に確認すること。

イ　中学生以下の利用者（条例第５条ただし書に規定する規則で定める者）については、乗車する際に、年齢が分かる書類（身分証明書等）の提示を受け、又は年齢についての申告（口頭申告等）を求めることにより確認し、使用料を免除すること。

ウ　第１種身体障害者、第１種知的障害者又は第１種精神障害者が介助者を伴って乗車する際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示を受けて内容を確実に確認し、本人の使用料を免除すること。

エ　市長、副市長、市職員（一般職）、教育長、教育委員会委員、校長、教頭その他の教育関係職員が公務のために乗車する場合は、職員証等の提示を求めることにより使用料を免除すること。

⑻　⑶及び⑺に定める使用料の徴収方法及び対象決済手段等は、利用者の利用実態、システム変更等に応じて見直すことがある。

なお、変更が生じた場合は、発注者の指示に基づき適正に対応すること。

⑼　受注者は、使用料の徴収、管理及び納付に当たり、公金の紛失、盗難、不正行為等の防止に万全を期するものとし、万一事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の責任においてその損害を補塡しなければならない。

７　保険

⑴　保険への加入について

ア　自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）については、発注者が加入する。

イ　民間会社等が行う自動車損害賠償責任共済又は自動車保険（以下「任意保険」という。）は、有償運送に対応する内容の契約とし、予備車両を含む全ての運行車両について、受注者が加入する。

⑵　交通事故等の損害賠償について

ア　受注者は、業務中に受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。ただし、業務上発生した交通事故により生じた損害については、発注者が加入する自動車損害賠償責任保険及び受注者が加入する任意保険（以下「保険等」という。）を優先して適用するものとする。

イ　保険等で補塡できない損害の負担については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

ウ　ア及びイに係る第三者との交渉及び協議は、受注者が自己の責任において行うものとし、誠実に対応すること。

⑶　保険への加入基準について

受注者が加入する任意保険の条件は、次のとおりとする。

車両	対人	対物	人身傷害	搭乗者傷害
簿価	無制限	無制限	１人につき ５０００万円	１人につき ３０００万円

第５　運行路線及びダイヤ等

１　関屋白鳳台ルート、旭ケ丘高山台ルート、真美ヶ丘ルート、鎌田ルート及び祇園荘ルートの５路線により、香芝市内を運行すること。

２　運行路線は、別紙２のとおりとする。

３　ダイヤ及び停留所は、別紙３のとおりとする。

４　前３項に定める事項は、利用状況又は発注者の指示等により変更することがある。

第６　運行車両

１　運行に使用する車両は、次のとおりとする。

⑴　次のアからクまでに掲げる８台の車両を使用し、各ルートに１台以上の車両を配置して運行する。

ア　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

イ　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

ウ　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

エ　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

オ　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

カ　トヨタ　ハイエース（型式：３ＤＦ－ＧＨ２２３Ｂ）１４人乗り

キ　三菱　ローザ（型式：２ＲＧ－ＢＥ７４０Ｅ）２７人乗り

ク　三菱　ローザ（型式：２ＷＧ－ＢＥ７４０Ｅ）２７人乗り

⑵　各ルートにおける使用車種及び運行台数の内訳は、次のとおりとする。

ア　関屋白鳳台ルート

マイクロバス（キ又はクの車両）を使用し、２台で運行する。

イ　旭ケ丘高山台ルート

ハイエース（アからカまでの車両）を使用し、２台で運行する。

ウ　その他のルート（計３路線）

ハイエース（アからカまでの車両）を使用し、各ルート１台（計３台）で運行する。

⑶　⑵に規定する常時運行車両（計７台）を除く残りの１台は、予備車両とし、定期的な点検、代替運行等に対応できるよう、それぞれ輪番により運用すること。

⑷　車両の故障等により、レンタカーの一時使用又は車両の更新を行うことがあるた

め、⑴に定める車両以外の車両による運行にも対応すること。

2　運行車両は、香芝市役所の駐車場に保管する。

3　燃料油脂費、車両の修繕及び継続検査に要する費用には、発注者が負担する。

第７　運行日

1　運行日は、別紙４のとおりとする。

2　別紙４に記載する運行日のほか、各年度において年間３日程度の予備運行時間を設けること。

3　予備運行時間においては、モビリティ・マネジメントの実施又は通常ダイヤの運休時における特別な路線及びダイヤによる運行を想定しており、具体的な日時等については、発注者及び受注者が協議の上、調整すること。

なお、予備運行時間には、実際の運行時間のほか、運行の実施に係る乗務員の教習及び運行に必要な乗降場での交通整理に要する時間も含むものとする。

第８　業務の引継ぎ

1　受注者は、本業務の円滑な開始及び終了を図るため、次の各号に定める業務の引継ぎを適切に行わなければならない。

⑴　業務開始時の引継ぎ

受注者は、本業務の開始に先立ち、発注者が指定する期間（令和９年３月１日から令和９年３月３１日まで）において、前事業者からの業務の引継ぎを受けなければならない。

また、受注者は、発注者及び前事業者と協議の上、詳細な引継ぎ計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

⑵　業務終了時の引継ぎ

受注者は、本契約の期間満了又は解除等により本業務が終了する場合は、発注者の指定する第三者（以下「次期事業者」という。）に対し、業務の移行に支障が生じないよう、運行ルート、留意事項、その他の業務上必要な一切の情報を誠実に引き継がなければならない。

2　受注者は、引き継いだ内容又は引き継ぐべき内容について、安全かつ確実に業務を履行し、又は移行することができる体制を整えるものとする。

3　前各項の引継ぎに要する費用は、原則として本契約の委託料に含まれるものとする。

4　前事業者の非協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により引継ぎが困難となった場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

第９　秘密の保持、個人情報の保護等

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２３号）その他法令等に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第１０　その他

⑴　総括責任者及び主任担当者の配置

受注者は、総括責任者及び主任担当者を配置し、発注者との連絡調整を円滑に実施できるように社内体制を整えること。

⑵　委託料の改定（スライド条項の適用）

本業務は、長期にわたる契約であることから、履行期間内において経済情勢の著しい変動、燃料費の高騰、労働需給のひっ迫に伴う賃金水準（最低賃金の改定等）の著しい変動その他本業務の適切な履行を確保するために重大な影響を及ぼす事由が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、委託料を改定することができる。

なお、改定に関する具体的な要件、基準（客観的な物価指数等を勘案するものとする。）及び変更手続等の詳細は、本業務に係る委託契約書の定めによるものとする。

⑶　軽微な運行内容等の変更への対応

発注者が、利用状況、道路状況、地域の実情、関係機関との協議結果その他の事情により、運行ダイヤ、運行路線、停留所、使用料、使用料の徴収方法その他本業務の運行内容について軽微な変更を求めた場合、受注者は、当該変更に必要な対応に協力すること。

なお、当該変更により、受注者の業務量又は費用に著しい増減が生じる場合は、発注者及び受注者が協議の上、委託料その他必要な事項を定めるものとする。

⑷　発注者の指示

受注者は、本業務の遂行に当たり、この仕様書に定めるもののほか、発注者から提示される指示書、連絡事項及び口頭による指示を遵守し、適切に業務を履行しなければならない。